

第3章 分野別施策の推進

1 部落差別

(1) 現状と課題

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

本町は、部落差別問題の解決を重要な課題と位置付け、特別措置法に基づく特別対策の活用など、さまざまな施策を実施することにより、同和対策の積極的な推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は一定の成果が見られるところです。

また、2011年（平成23年）に全国規模の戸籍不正取得事件が発覚したこともあり、各自治体で本人通知制度の導入が進み、本町においても2014年（平成26年）2月から導入しました。

町民啓発の取り組みとしては、1996年（平成8年）に制定された「新宮町差別をなくし人権を守る条例」の主旨にのっとり、7月の「同和問題啓発強調月間」における「町民のつどい」および12月の「人権週間」における「人権フェスティバル」において、街頭啓発や講演会などの啓発事業を実施してきました。また、福岡県が実施している人権・同和問題啓発事業費補助金制度を活用し、ポスターや啓発冊子等を作成し啓発に取り組んできました。

同和教育の取り組みとしては、学校教育では、学力と進路の保障および人権尊重の精神を育成するため、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた同和教育を実践するとともに、教育内容の工夫・改善を図ってきました。また、社会教育では、町民に対する学習の機会を提供し、部落差別を自らの課題として考える取り組みを進めてきました。

しかし、近年においても学校現場における生徒間による賤称語を用いた差別発言や同和地区の問い合わせ事件などが発生しています。

また、「町民意識調査」では、正しい理解や学習機会の充実などが必要であるという考え方が多く見られる一方、依然として部落差別について無

関心・無理解層が存在しており、「そっとしておけば自然になくなる」という考え方、いわゆる「寝た子を起こすな」論も見られます。

そうした中、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

今後の人権・同和教育および啓発の取り組みにあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、かつ、これまでの取り組みの成果とこの問題の固有の経緯等を十分に踏まえつつ、部落差別を人権問題の重要な柱ととらえた人権・同和教育及び啓発を積極的に推進することが必要です。

（2）施策の基本方向

依然として根深く存在している差別意識や偏見の解消を図るために、創意工夫を行った効果的な人権・同和教育及び啓発を積極的に推進するとともに人権が確立された社会をめざします。

ア 啓発の推進

町民一人ひとりが部落差別についての正しい理解と認識を深めるよう啓発活動に積極的に取り組みます。

（ア）啓発活動の充実強化

7月の「同和问题啓発強調月間」や12月の「人権週間」を中心に、一層工夫した啓発活動に努めます。

（イ）職員の育成

地域に根ざしたきめ細かな啓発事業を実施できるように、本町職員の資質向上に努めます。

（ウ）企業における啓発の推進

企業において、積極的に啓発活動が行われるよう、関係機関と協力し、事業者に対する啓発指導を図るとともに、指導者の養成と資質の向上を図ります。

（エ）えせ同和行為の排除

部落差別解消の大きな障害要因となっているえせ同和行為に対処するため、その排除にあたっては、関係機関と連携の強化を図ります。

イ 人権・同和教育の推進

部落差別の解消は、教育における重要な課題であることを認識するとともに、これまでに培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、人権・同和教育の計画的な推進を図ります。

また、施策の推進にあたっては、学校・家庭・地域が互いの役割を認識しながら、研修会等を効果的に行うとともに、それらの取り組みを通して部落差別に対する正しい認識を培い、差別事象の解消をめざします。

(ア) 学校教育

児童生徒の人権意識の高揚をめざして幼稚園、小学校、中学校の連携の下、計画的・効果的な人権・同和教育を進めます。その際、部落差別問題を含めた町独自の人権・同和教育学習カリキュラムを改訂し、小・中の発達段階を踏まえ目標を持った計画的な人権意識の高揚を図ります。また、教職員の部落差別に対する正しい認識を培う研修等の充実を図り、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

(イ) 社会教育

地域分館等が行う部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する学習等の支援に努め、感性や態度・行動に現れるよう学習内容の工夫・改善を進めます。また、町民全体が部落差別に対する正しい認識を持ち、主体的に捉えてもらうために、教育資料や視聴覚教材、ホームページなどのインターネットを通して的確な情報提供や、地域における指導者の育成を図ります。さらに、児童生徒に対する正しい人権認識を形成させるために、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。

2 女性

(1) 現状と課題

女性の人権尊重・地位向上をめざした本格的な動きは、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」に始まり、世界では各国の政府が女性施策の必要性を認識し、女性差別の撤廃に取り組み、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへつながってきました。

国においては、1994年(平成6年)に男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

福岡県においても、2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年(平成14年)には、「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。2021年(令和3年)には、「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し男女共同参画を総合的、計画的に推進しています。

本町においては、人権週間の強調事項に「女性の人権を守ろう」と掲げ啓発を行うとともに、2003年(平成15年)に糟屋地区一市七町で女性に対する暴力の電話相談窓口として「かすや地区女性ホットライン」を設置しました。

2014年(平成26年)には、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「新宮町男女共同参画推進条例」を制定し、「第1次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。また、町の男女共同参画に関する施策・重要事項の調査審議を行う「新宮町男女共同参画審議会」についても同年設置しました。

2019年(平成31年)には、取り組みをさらに推進するため「第2次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、「DV防止法」に基づく基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく推進計画としても位置づけ、さまざまな施策を推進しています。

2017年(平成29年)に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」において、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、「反対(54.2%)」が「賛成(43.0%)」を上回っていますが、依然として固定的な性別役割分担意識が残っています。また、男女の地位の平等感については、「男性優遇」と答えた人の割合が多い状況です。

このような状況の中、今後も総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実

現に向けた啓発等に取り組んでいくことが課題です。

(2) 施策の基本方向

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずなく自らの個性と能力を十分に発揮できる社会をめざします。

ア 男女共同参画を実現するための環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、男性中心になりがちだった防災などの分野も含めて男女共同参画を推進します。また、町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、あらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

イ 女性の人権が尊重される社会づくり

女性に対するあらゆる暴力及び性に関わる差別的行為の根絶に向けた啓発を推進するとともに、関係機関等との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止対策及び被害者保護対策を推進します。

ウ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実と環境づくりを推進します。

3 子ども

(1) 現状と課題

子どもは、大人と同じように一人の人間として尊重され、安心して生活する権利を持っています。そして、子どもが心の豊かさやゆとりを大切にしながら、社会の中で健やかに成長していくためには、最大限に子どもの人権が尊重されることが重要です。

国においては、1947年（昭和22年）に児童福祉法を、1951年（昭和26年）に「児童憲章」を制定しました。また、1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」（1989年国連総会採択）が批准され、子どもの利益を優先させるという条約の精神に沿って、児童福祉法の改正やその他施策の充実を図りました。さらに、2000年（平成12年）には、被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律」（平成16年10月改正）、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」を制定するなど関係法令等を整備してきました。

本町では、2019年（令和元年）に「第2期新宮町子ども・子育て支援計画」を策定し、子育て支援の分野に重点を置き、保育サービスの充実や子どもが健やかに育つことができる環境づくりなどを計画的に推進しています。また、2018年（平成30年）に設置した子育て世代包括支援センターにおいても、妊娠期から子育て期までの包括的な支援を実施しています。児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会を中心に役場関係課が連携することはもちろん、福岡県児童相談所等公的機関や保育機関等との連携を密にし被虐待児の早期発見、保護に努めています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く家庭や社会環境は、近年の少子化や核家族化、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など著しく変化し、その中で、児童虐待、いじめや不登校などにみられるようにさまざまな深刻な社会問題が生じてきています。

子どもの人権をめぐる問題の背景には、家庭、社会環境の変化という要因のほか、大人が子どもを単に保護・指導の対象と考え、子どもの人権を尊重しないことも一つの要因と考えられます。このほか、スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっています。またSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を介在したいじめや性的犯罪の被害などの問題が起きています。

このため、子どもの人権を守り尊重するための社会づくりや心を育てる

環境づくりが課題です。さらには、子育て支援の充実や町民への子どもに対する人権意識の高揚を図るために啓発を推進していくことが必要です。

(2) 施策の基本方向

子どもが一人の人間として人権が最大限に尊重され、心の豊かさを大切にしながら、健やかに成長できる社会をめざします。

ア 子どもの人権が尊重される社会づくり

子どもが健やかに成長する権利を保障することは、大人の義務であり社会の大きな課題となっています。そのためにも、「児童の権利に関する条約」や子どもの人権について、大人一人ひとりが十分に理解できるよう啓発活動を行い意識の高揚を図ります。

また、子どもたちを犯罪や児童虐待等から守るために、子ども犯罪被害防止ネットワークの充実や要保護児童対策地域協議会により、子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備に努めます。

イ 子育て支援

子育て中の親にとっては、行政の支援および保育機関におけるサービスの充実や地域での支え合う力が求められています。このため、子育て支援の拠点（新宮町子育て支援センター「かんがるーひろば」）の充実や、さまざまな保育ニーズに対応するための事業について検討を行います。

さらには、地域の力を確立するために、子育てを支援する地域コミュニティの形成支援を行います。

ウ 心豊かに育つ環境づくり

複雑化する子どもの人権侵害に対応するためには、研修を通して教職員や子ども会育成会などの地域の指導者に対する人権意識の育成に努めます。

また、学校、家庭、地域と連携し、子どもたちの自尊感情を高めることにより、すべての子どもが、自分しかかけがえのない存在と認識し、他者への思いやりや健全な心を育むことができるようきめ細かな教育を推進します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

世界各国で高齢化が進む中、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とした国連は、さらに第2回高齢者問題世界会議において高齢者に関する国際的な政策を策定し、加盟国は積極的な行動をする責務があることを確認しました。

わが国においても、在宅福祉を中心とした「ゴールドプラン」、「新ゴールドプラン」及び「ゴールドプラン21」と時代を追って策定してきました。1997年（平成9年）に制定された「介護保険法」は、2005年（平成17年）に引き続き2014年（平成26年）にも大幅に改正され、ともに助け合い共生する社会を作っていく方向に転換されました。

また、2005年（平成17年）には、高齢者への虐待を発見した場合に市町村への通報を義務づけることなどを盛り込んだ「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

福岡県でも、介護保険法の改正などで社会福祉制度が大きく変わる中、2017年（平成29年）「第8次高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が生き生きと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりのために、県や市町村が取り組む方向性を明らかにしました。

本町においては、介護保険制度の大幅な改正を踏まえ、2018年（平成30年）にこれまで取り組んできた町の高齢者福祉施策を見直し、「新宮町高齢者保健福祉計画2019」を策定しました。

2018年（平成30年）に実施した地域の福祉に関するアンケート調査の結果からも、相談体制の整備や情報提供の充実について要望が高く、加えて、行政区を基盤とした地域の支え合いのしくみづくりや在宅生活を続けるためのサービスの提供体制の整備などのニーズが明らかになりました。

今後は、行政が提供するサービスだけではなく、住民が主体となった互いに助け合う体制づくりを進めていくことが緊急かつ重要な課題です。

また、高齢により心身機能が衰え、介護が必要となっても、その人が望む尊厳を保った生活ができるよう支援することは、重要な課題です。

(2) 施策の基本方向

高齢者が健康で豊かな生活を過ごすための保健・医療・福祉サービスの

充実はもちろんのこと、社会の重要な構成員として暮らすことができる社会をめざします。

ア 高齢者の生きがいづくり

高齢者の就業機会の確保のため、新宮町シルバー人材センターと連携を図るとともに、ハローワークなどの求人情報の提供に努めます。また、生涯学習、文化・スポーツ活動をはじめ、さまざまな体験や学習を通してやりがいや生きがいを見つけ、心身ともに健康でいきいきと生活できるために、各課および町内関係機関と連携をとり、活動機会の提供を図ります。一方、高齢者は社会でも重要な構成員として、長年培った知識や経験、技能を講師等として活動する機会や場の提供に努めます。

イ サービスを利用しやすい環境づくり

介護保険制度が実施され、高齢者は多種多様なサービスを受けることができるようになり、サービスの提供者と接する機会が多くなっています。そのため、高齢者に対するサービス体制の充実とサービスの向上を図ることはもとより、養護者や養介護施設従事者による高齢者虐待の防止に努めます。

また、サービスは自己選択、自己決定が基本ですが、判断能力が十分でない高齢者が安心してサービスを受けることができるように「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を促進します。

ウ 地域生活支援体制の整備

高齢者が地域の中で安心して活動しやすい環境づくりを行うため、公共施設のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、災害時の避難体制や防災体制について、地域に密着した防災ネットワークの検討を行います。

また、地域における福祉活動の中心として活動している新宮町社会福祉協議会の支援とそれをサポートするボランティアの育成に努めます。

5 障がい者

(1) 現状と課題

国連において、2006年(平成18年)に21世紀における最初の包括的な人権条約である「障害者の権利に関する条約」が採択されました。国連は政府や専門的な団体等と共働して障がい者問題に関する啓発を進め、人権の視点から障がい者に関する問題に取り組めるよう支援をしています。

国では、2013年(平成25年)に「障害者自立支援法」を改正し、障がい者支援の拡充を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として施行し、難病も対象とされました。さらに、同年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められるようになりました。

福岡県では、2015年(平成27年)新たに「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。また、1998年(平成10年)に「福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を推進することにより、障がい者や高齢者等が参加できる地域づくりを進めてきました。

本町では、「障害者基本法」に基づき、2001年(平成13年)3月策定した「新宮町障がい者(児)福祉計画」を2016年(平成28年)に見直し「新宮町障がい者計画」を策定しました。また、2018年(平成30年)には「第5期新宮町障がい福祉計画」と「第1期新宮町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、サービスの提供体制を確保し、障がい者(児)の自立の促進を図っています。

また、「障害者差別解消法」の制定を受け、2016年(平成28年)に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定し、マニュアルを作成して職員への普及啓発を図っています。

しかしながら、2015年(平成27年)に新宮町居住の65歳未満の障がい者465人を対象としたアンケート調査によると、障がいがあることで差別を感じたりいやな思いをしたりしたことがあるかの問いに「ある」、「少しある」との回答が55.3%あり、過半数の人が不快な思いをしたことがあ

ることがわかりました。今後とも地域共生社会の理念の浸透や障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加に向けた人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方向

心身の疾病や機能障害があっても、社会的な不利や差別は社会の努力でなくすことができます。そして、障がいがある人もない人もお互いに尊重し支えあいながら暮らしていくことができる社会をめざします。

ア 正しい理解と認識のための町民啓発の推進

障がいについての正しい理解を深め、障がい者（児）に対する差別意識を解消し地域共生社会の理念を実現するために広報誌等による啓発活動を推進します。

イ 自立と社会参加の促進

障害者基本法の理念である障がい者（児）の自立と各分野の活動への参加を促進する環境整備を進めます。

障がい者（児）の自立や社会参加を妨げる要因の一つとして、町民の障がいに対する理解が低く、交流が少ないことが差別や偏見をもたらしていると考えられます。そのためにも、人権研修等を通じて差別や偏見について学習し、障がいについての理解を深め、障がい者（児）と町民との相互交流を行います。

ウ 職業的自立の促進

障がい者の職業的自立を促すためには、事業所の受け入れ環境の整備や理解と協力が必要です。そのため、商工会や企業振興協議会等との連携を行い、事業所への積極的な雇用促進ができるように努めます。また、障がい者のニーズを聞きながら、障害者総合支援法における就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等のサービスの利用を促進し、就労へつなげる取り組みを行います。

エ 特別支援教育の充実と相互理解の推進

心身に障がいのある児童生徒一人ひとりがもっている可能性を最大限にのばし、将来社会で生き抜く力を身に付けることが重要です。そのためにも、就学支援の充実を図るとともに、学校との連携や保護者との協力体制整備に努めます。

学校・幼稚園は、相互理解を深めるため、障がい児とともに学び豊かな人権感覚を身につけるための取り組みを進めるとともに、現在行っている特別支援学校との交流教育の充実を図ります。

オ 地域生活支援体制の整備

障がい者（児）一人ひとりの障がいの程度や住・生活環境にあわせて、日常生活や社会生活が営むことができるように、福祉サービスの周知と啓発を行うとともに、利用者のニーズにあったサービスの創造に努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

本町に住民登録している外国人は、2021年（令和3年）2月末で526人となっています。

わが国で生活する外国人は増加しており、2016年度（平成28年度）の法務省「外国人住民アンケート調査」では、就労の際の差別、入居や入店の拒否、侮辱等の差別的発言があると報告されています。言語や宗教、生活習慣などの違いから、外国人の人権に関わるさまざまな問題への対応が求められています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となっています。2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されました。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育む取り組みをさらに推進する必要があります。

(2) 施策の基本方向

文化の違いや多様性を尊重し、人種・民族・国籍を問わず、お互いに尊重し合う社会をめざします。

ア 国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発の充実

異なった文化や生活習慣、また歴史的経緯に対して認識を深め、相互理解を促進していくために、学校、家庭、地域が連携し、教育・啓発の充実に図っていきます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を深め、国及び福岡県と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

イ 住みやすい環境づくり

外国人が生活に必要な情報を取得でき、安心して暮らすことができるよう、多言語による広報と情報提供の推進に努めます。また、外国人の日常

生活をサポートする相談機関に関する情報の収集・提供に努めます。

ウ 国際理解教育の推進

外国語教育の充実や外国の文化等を理解するための学習機会の提供に努め、それぞれの国の文化等を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を推進します。

7 感染症患者等

(1) 現状と課題

1988年（昭和63年）WHO（世界保健機構）は毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症・エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

本町は、福岡県と連携し、町広報誌やリーフレット、ポスターによるHIV感染者・エイズ患者に対する正しい知識の普及や保健福祉環境事務所で行っている抗体検査の啓発などに努めています。また、学校でも児童生徒にエイズ教育（性教育）を実施しています。

ハンセン病は、らい菌による感染症で、感染力は非常に弱く、感染しても発病する可能性は低く、治療法も確立していましたが、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され隔離政策がようやく終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離や入所者自身の高齢化、また、社会における偏見・差別等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者・元患者等が、地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう基盤整備や福祉の増進、名誉の回復等を図っていくこととされました。

本町においては、福岡県と連携をとり、リーフレットの配布やポスター掲示などを行いハンセン病に対する啓発を行っています。今後も、ハンセン病についての正しい理解と、元患者や家族に対する偏見や差別の解消に向けて、関係機関と連携しながら教育や啓発に取り組む必要があります。

また、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。同法では、ハンセン病患者やエイズ患者へのいわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ良質かつ適切な医療の確保に努めると明記し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策が推進されています。しかし、2020年（令和2年）、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染に関する危機意識などから感染者やその家族、医療従事者等が不当な扱いを受ける事案が全国的に数多く確認されています。感染症患者等が不当な差別や偏見に苦しむことのないように、町民一

人ひとりに感染症と感染防止に関する正しい知識や情報を迅速に提供し、健康危機管理と人権尊重の両立を基本とした対策を推進することが課題となっています。

(2) 施策の基本方向

疾病に対する正しい知識を伝え、安心して生活できる社会をめざします。

ア 教育・啓発活動の推進

H I V感染者・エイズ患者及びハンセン病患者・元患者などへの偏見や差別を解消するため、広報誌やホームページによるエイズやハンセン病などの感染症に対する正しい知識の啓発を行うとともに、学校、家庭、地域が一体となって教育・啓発活動の推進に努めます。

イ 患者等の人権に配慮した相談・支援

病気等についての相談、また感染者等への支援について、各関係機関と連携していきます。

ウ 緊急時に向けた体制整備

感染症が発生または発生するおそれがある際には、正しい情報を迅速に発信するとともに、人権に配慮した迅速かつ適切な対応ができるよう体制の整備に努めます。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者、その家族又は遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などによる経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷などの二次的被害にも苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力を定めています。

さらに、国の基本計画では、犯罪被害者等支援施策のめざすべき方向・視点を設定しています。

福岡県においても、2013年（平成25年）に「福岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

本町においては、犯罪被害者等を出さないためにも安全安心なまちづくりを各団体と協力しながら取り組んでいます。また、福岡県と連携をとり、リーフレットの配布やポスター掲示を行い、相談窓口の周知などを行っています。今後も、関係機関と連携をしながら、防犯体制の強化と支援体制の充実を図るとともに、教育や啓発に取り組む必要があります。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について町民の理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

イ 関係機関との連携

福岡県をはじめ関係機関、関係団体等と連携しながら、犯罪防止に取り組むとともに犯罪被害者の支援を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題が発生しています。また、子どもたちの間で、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999年（平成11年）には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年（平成13年）には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。

さらに、2014年（平成26年）には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆるリベンジポルノ被害防止法が制定されています。

本町においても、町民への啓発を実施するとともに、インターネット上に人権侵害と思われる書き込みを発見した際は、サイト運営者への削除要請をするなど、関係機関と連携し適切な対応に努めています。

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

また、インターネットの普及により利用者が低年齢化していることから、学校においても、児童生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう、関係機関と連携し啓発を実施します。

イ 教育活動の推進

児童生徒がインターネット上のさまざまな情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

ウ 関係機関との連携

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年（平成20年）に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014年（平成26年）には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

国においては、2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。しかし、その対象が限られているなどの課題があります

本町においても、性的少数者への理解の促進を図るため、町民対象の研修会を開催するなど、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を進めています。また、町内の学校においても、性的少数者である児童生徒に配慮する取り組みを進めています。

しかしながら、性的少数者への偏見や差別は、性的指向や性自認について、学習する機会がまだまだ少ないことが大きな要因となっていると思われるため、今後、より一層の意識啓発が求められます。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

さまざまな機会を利用して、性の多様性に関する正しい認識が深まるよう啓発を推進します。

イ 教育活動の推進

性的少数者に対する適切な理解を促進し、いじめや差別を許さない人権教育を推進します。

さらに、当該児童生徒への適切な対応と配慮に努めます。

1 1 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在しています。

(1) 刑を終えた人や更生保護対象者等

刑を終えた人や更生保護対象者、またその家族に対する偏見や差別が社会復帰を困難にしている問題があります。本町では、すべての町民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちへの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくることを目的に、7月の三月間の一つとして「社会を明るくする運動月間」を展開してきました。

今後も、罪を償い、立ち直ろうとする人を家庭、学校及び職場を含め、温かく受け入れ更生を援助する地域社会をつくるためにも、啓発活動の推進に努めます。

(2) 生活困窮者等

生活困窮者の多くは、経済的な課題のみならず生活や就労、教育など、さまざまな面で支援が必要な状況があります。また、支援が必要な人ほど、地域から孤立し、自らSOSを発することが難しい状況があります。支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図るために、関係部署が連携し包括的な対応に努めます。

(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全にかかわる重大な問題です。この問題の解決には、国民および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。北朝鮮当局による拉致問題についての町民の関心と認識を深めていくため、国や福岡県と連携し啓発活動の推進に努めます。

(4) その他

以上のような人権問題のほかにも、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、性的搾取等を目的とした人身取引の問題があります。

災害時には、避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されました。また、

被災者に対し、風評による嫌がらせやいじめなどの人権侵害も発生しています。

このため、それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を行うことが必要です。